

きれいなまちに

2023



G30 のその先へ ヨコハマ 3R夢!

ス リ ム

横浜市では、家庭から出る古紙・古布は全て資源集団回収で回収・リサイクルされています。

広告

**資源集団回収に
ご協力下さい!**



NPO法人横浜市集団回収推進部会は資源回収業者の集まりとして、横浜市内の資源集団回収を推進しております。

NPO法人 横浜市集団回収推進部会

営業本部：横浜市資源リサイクル事業協同組合

Tel.045-444-6461 (月~土 8:30 ~ 17:00)

http://www.bukai.org/ よこはま市民の回収



ごみの廃棄にお困りの方
協同組合までご連絡を!!

組合員は横浜市から一般廃棄物の収集運搬業許可を得ています
 有料



一般家庭における以下のようなごみ

- ◎せん定枝等の一時多量ごみ
- ◎持ち出し困難な粗大ごみ
- ◎引っ越しに伴う多量の片づけごみ



事業所における以下のようなごみ
◎事業系ごみの定期回収の推進
◎資源物回収の実施



広告

横浜市一般廃棄物許可業協同組合
045-662-2563



① ヨコハマ 3R夢プラン

- 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン) ごみと資源の総量の推移と目標 温室効果ガスの推移と目標 … 2
- ごみと資源の総量の内訳 ごみと資源にかかる費用 … 3
- 3Rはごみ減量のキーワード … 4

② プラスチック対策

- プラスチック問題とは プラスチックを取り巻く状況 プラスチック由来の温室効果ガスの排出状況
プラスチック資源循環法 脱炭素社会の実現に向けて … 5~6
- 今日からはじめよう マイボトルスポット 代替素材の利用 … 7

③ 食品ロスの削減

- 家庭での取組の推進 … 8~9
- 飲食店への食品廃棄物削減に向けた取組 … 10

④ ごみと資源物の収集

- ごみと資源物の分け方・出し方・リサイクルの流れ … 11~12
- エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機について 収集できないもの、犬・猫などの動物の死体処理 … 13
- 分別に関するツール及び広報印刷物 … 14
- 資源集団回収 … 15
- 資源物の拠点回収 … 16
- ごみ出しの支援 … 17

⑤ ごみの焼却・埋立

- 焼却工場 … 18~20
- 最終処分場 環境調査 … 21

⑥ し尿処理

- し尿くみ取り 淨化槽 公衆トイレ … 22
- 災害時のトイレ対策 … 23

⑦ 清潔できれいな街づくり

- ポイ捨て、歩行喫煙防止対策 … 24
- 歩道、駅前広場等のクリーンアップ 不法投棄の防止 放置自動車対策 … 25

⑧ 環境活動の推進

- 環境事業推進委員制度 表彰、認定制度 … 26

⑨ 環境学習・体験施設

- 環境学習プログラム 3R夢学習副読本 ポスターコンクール … 27
- 3R夢啓発施設 工場見学 出前教室 … 28

⑩ 廃棄物分野における国際協力

- 事業系ごみに関する取組 … 29

⑪ 事業系ごみに関する取組

- 事業系ごみの適正処理に関する取組 … 30~32
- 事業系ごみの減量・リサイクルに関する取組 … 33

⑫ 資源循環局施設配置図

- 施設等案内(住所・電話番号) … 34

⑬ 施設等案内(住所・電話番号)

- 施設等案内(住所・電話番号) … 35



ヨコハマ3R夢プラン

1 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン)

基本計画

【基本計画の理念】 横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン)は、2010年度から2025年度までの長期計画です。ごみと資源の「リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(資源化)」=“3R”的に、もっとも環境にやさしいリデュースの取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的としています。

現在、SDGsの達成や脱炭素社会の実現などが喫緊の課題になっており、こうした時代の要請に対応していくことが求められています。このため、「横浜G30プラン」「ヨコハマ3R夢プラン」に続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定を進めています。

計画目標

1 もっとチャレンジ・ザ・3R
リデュース リユース リサイクル

総排出量(ごみと資源の総量)を2025年度までに**10%以上削減**(2009年度比)します。

**2 ごみ減量から始めよう
脱温暖化**

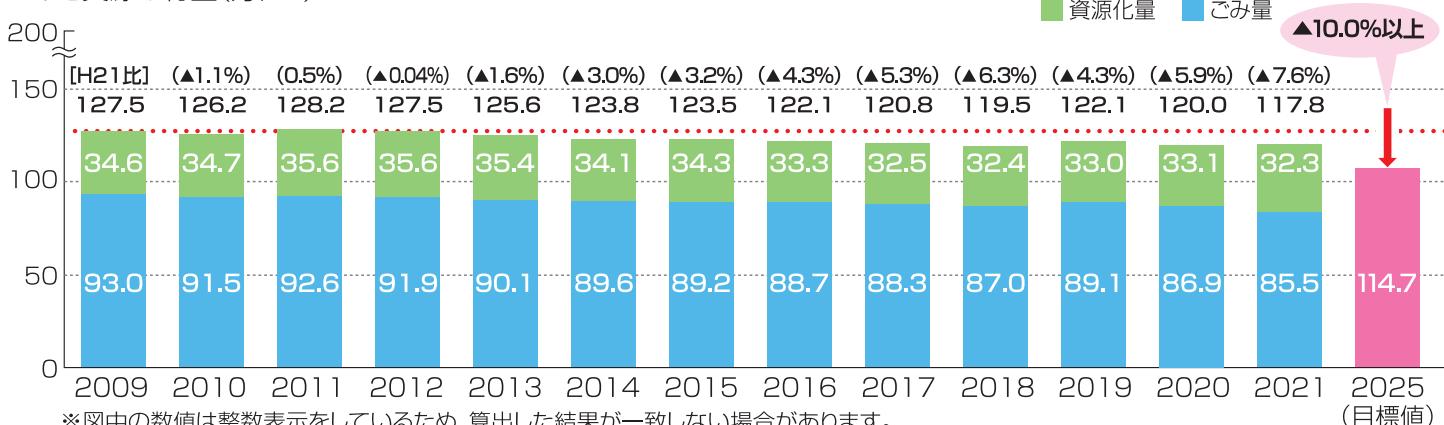
ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを2025年度までに**50%以上削減**(2009年度比)します。

3 ごみ処理の安心と安全・安定を追求

収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求します。

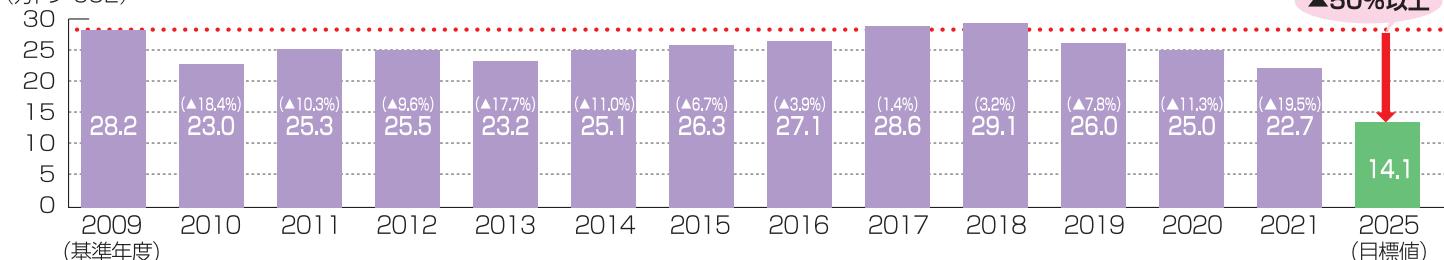
2 ごみと資源の総量の推移と目標

ごみと資源の総量(万トン)



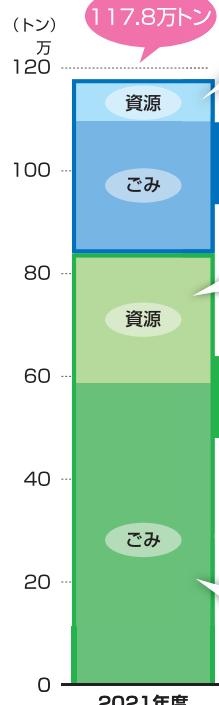
3 温室効果ガスの推移と目標

(万トン-CO₂)



※温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、2013年度から基準年度(2009年度)の排出係数を用いて算出し、補正しています。

4 ごみと資源の総量の内訳



資源物



66,174トン

ごみ



275,838トン

事業系

資源物 257,009トン			
缶・びん・ペットボトル	48,569トン	スプレー缶	619トン
小さな金属類	4,726トン	乾電池	336トン
プラスチック製容器包装	50,094トン	蛍光灯・電球	70トン
古紙	973トン	粗大金属	7,077トン
古布	426トン	羽毛布団	12トン
その他(燃えないごみ等)	1,233トン	小型家電	91トン
資源集団回収	142,784トン	{ 紙類: 132,768トン その他: 10,017トン }	

ごみ



ごみ

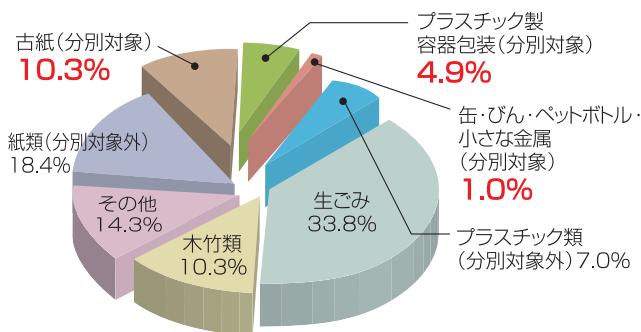
579,277トン { 燃やすごみ: 578,970トン
燃えないごみ: 307トン }

※整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合一致しないことがあります。

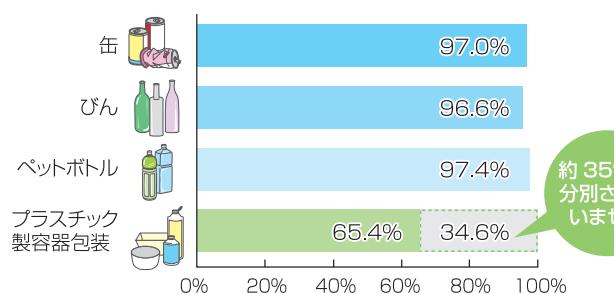
家庭系

ごみの中身

【家庭から出される燃やすごみの中身】



【資源として分別されている割合(分別協力率)】



「燃やすごみ」の中には、分別してリサイクルが可能なプラスチック製容器包装や古紙などがまだ多く含まれています。分別対象となるプラスチック製容器包装は全体の約5%を占めており、排出される量の約35%が分別されずに燃やされています。また古紙は全体の約10%を占めています。(2021年度組成調査)

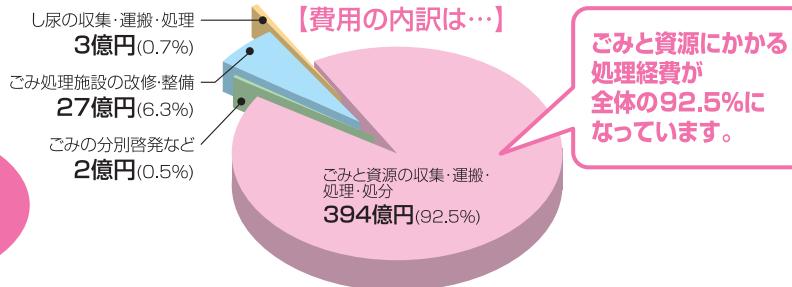
【問合せ先】政策調整課 電話:671-2503 FAX:550-4239

5 ごみと資源にかかる費用



426億円
(2021年度決算)

横浜市一般会計に
占める割合は
2.0%



【問合せ先】総務課 電話:671-2538 FAX:641-1807

6 スリーアール 3Rはごみ減量のキーワード

「3R」(スリーアール)とは、ごみを減らすための環境行動を表すキーワードです。

3つのRは、それぞれ **リデュース (Reduce)** → ごみそのものを減らす
リユース (Reuse) → 何回も繰り返し使う
リサイクル (Recycle) → 分別して再び資源として利用する
 の頭文字を取ったものです。



スリーアール 身近なところからできる3Rの取組

持って行こう

マイバッグ



必要以上にレジ袋を使わないよう、かばんの中にはマイバッグを常備。重たいものを買っても、肩に掛ければ楽に持ち帰れます。

マイボトル



保温もできるマイボトルにお気に入りの飲み物を入れて、いつでもどこでもティータイム。ペットボトルなどの使い捨てを減らせます。

マイ箸



割り箸を使い捨てる代わりに、お気に入りのマイ箸で食べれば、ご飯がもっとおいしく感じられるかも。

お買い物でひと工夫

簡易包装・詰替え商品



お買い物した商品は必要以上に包装されていませんか?また、詰替え商品を利用すれば、かさばる容器を毎回使い捨てにせずに済みます。

長く大切に使う

修理・リユース



大切に使ってきた物は修理して次の世代に受け継いでいくのも素敵です。フリーマーケットやリサイクルショップも活用しましょう。

出てしまったごみは…

きちんと分別



分別・リサイクルして、また資源として使いましょう。
詳しくは、P.11、12へ。

スリーム 「ヨコハマ3R夢！」広報大使

「ヨコハマ3R夢プラン」を市民の皆さんに広く周知し、実践していただけるよう、プランの趣旨に賛同いただいた横浜F・マリノスに広報を中心とした様々な活動に協力していただいているいます。



スリーム 3R夢啓発ポスター

食品ロス削減を呼びかけるポスターを作成し、10月の「食品ロス削減月間」を中心に、市立学校や市内公共施設・交通機関などで掲出しています。



2022年度ポスター(一般用)



2022年度ポスター(小学生用)



プラスチック対策

1 プラスチック問題とは

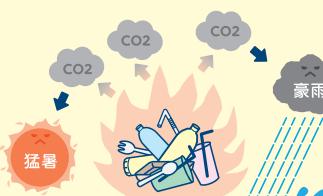
プラスチックは、軽くて丈夫、加工もしやすいことから、身の回りの様々な製品や容器包装などに幅広く使われています。一方で、優れた耐久性・安定性ゆえ、自然界で分解されにくいという特徴があります。このため、不法投棄やポイ捨てなどにより自然界に流出してしまうと、河川などを通じて海に流れ出て、海洋汚染につながってしまいます。さらに、自然環境中で、紫外線などで劣化し、破碎・細分化され、マイクロプラスチックと呼ばれる微細なプラスチックになることで、生態系への悪影響が懸念されています。また、リサイクルせず焼却した場合、温室効果ガスが多く排出されるため、地球温暖化の要因の一つとなってしまいます。

将来にわたり豊かな自然環境を継承していくためには、市民・事業者の皆様一人ひとりがプラスチック問題を自分のこととしてとらえ、不要なプラスチックの使用を減らすこと、リサイクルが適切に行われるよう分別を徹底することなど、身近な取組から始めることが大切です。

2 プラスチックを取り巻く状況

地球温暖化の状況

- プラスチックを燃やすと地球温暖化の原因となる温室効果ガス(CO₂)が多く発生します。
- 温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。



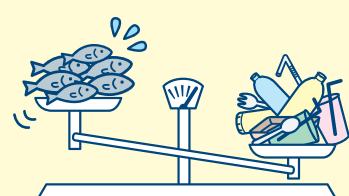
資源循環の状況

- 日本の1人当たりのプラスチックの排出量は世界第2位と多い状況です。
- プラスチックの原料である石油資源は有限であるため、不要なプラスチックを使用することは資源の枯渇につながります。



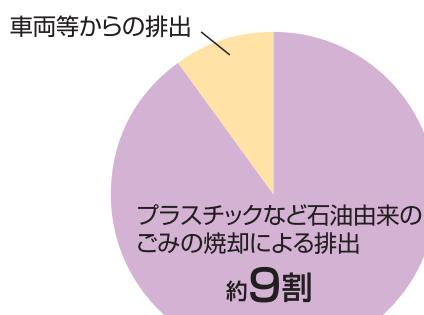
海洋汚染の状況

- 世界全体で年間数百万トンものプラスチックが陸上から海洋へ流出しています。このままでは2050年までに魚の重量を上回る量のプラスチックごみが海洋を占めると予測されます。



3 プラスチック由来の温室効果ガスの排出状況

ごみ処理に伴って発生する温室効果ガス総排出量のうち、約9割が焼却工場でプラスチックなど石油由來のごみを焼却することで排出されており、プラスチックごみの削減が大きな課題です。



ごみ処理に伴って発生する
温室効果ガス総排出量の割合

現在焼却しているプラスチック



4 プラスチック資源循環法(法令名称:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)

プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチック資源循環法」が令和4年4月より施行されました。

プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要です。各役割の取組みについて、ご協力をお願いします。

プラスチック資源循環法におけるそれぞれの役割

プラスチックは えらんで、減らして、リサイクル



出典元:環境省HP「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ

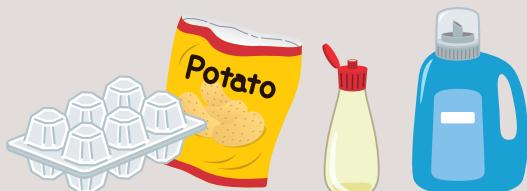
5 脱炭素社会の実現に向けて

現在、食品トレイや洗剤のボトルなどのプラスチック製容器包装の分別・リサイクルを実施しています。プラスチック資源循環法の施行を受け、これまで燃やすごみとして処理してきたスポンジやバケツ等のプラスチック製品についても対象となるよう、プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大の検討を進めており、脱炭素社会の実現を目指していきます。

既にリサイクル実施

プラスチック製容器包装

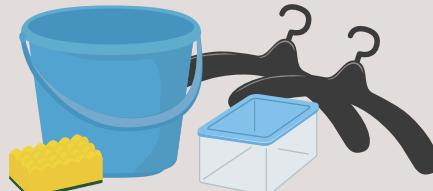
食品トレイ、洗剤ボトル、菓子袋、卵パック、調味料チューブなど



リサイクル拡大対象

プラスチック製品

スポンジ、バケツ、ストロー、タッパー、ハンガーなど



6 今日からはじめよう

- マイバッグの使用……………マイバッグを持ち、レジ袋をもらわない
- マイボトルの使用……………マイボトルを持ち、ペットボトルの使用を減らす
- 使い捨て食器はNO!……………プラスチック製ストローなど使い捨ての食器をもらわない
- 分別の徹底……………きちんと分けてごみ箱へ
- ポイ捨てしない……………きれいな心できれいな街に
- 清掃活動等の推進……………街の美化、環境保全に向けて積極的に参加しよう

7 マイボトルスポット

平成22年10月より、ペットボトル等の使い捨てとなるプラスチック等の削減を目的に実施しています。

有償・無償問わず使い捨て容器ではなく、持参したマイボトル等に飲料を提供、もしくは自由に給水できる給水機等を設置している店舗、事業所、施設等を「横浜マイボトルスポット」に登録し、ウェブサイトで公開しています。

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

マイボトルスポット 横浜

検索



8 代替素材の利用

イベント等で市民に配布する「啓発物品」にプラスチック代替素材、100%再生プラスチックを使用したものを積極的に利用するため、趣旨に合致した啓発物品の提案を事業者の皆様から広く募集しています。



代替素材を使用したポケットティッシュ

プラスチック対策に関する様々な取組・情報を
発信しています。

ツイッター
教えてプラスチックのこと▶



事業者と連携した取組

プラごみ削減キャンペーン

市内スーパーマーケット等の小売店舗で啓発を行うプラごみ削減キャンペーンを全18区で実施しました。



ペットボトルリサイクル事業

×セブン-イレブン・ジャパン×日本財団

ペットボトルリサイクル事業を進めており、横浜市内のセブン-イレブン約120店舗（設置店舗は順次拡大予定）でペットボトル回収機を設置しています。





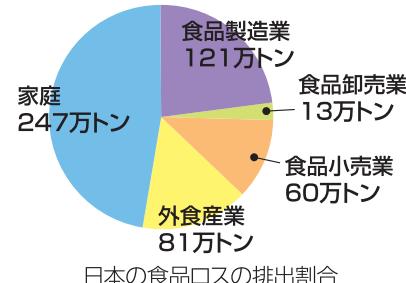
食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では、年間約522万トンの食品ロス(事業者から約275万トン、家庭から約247万トン)が発生しています。(※2020年度推計)

横浜市の家庭から出される燃やすごみの中には、食品ロスが約8万6千トンあり、市民一人当たりになると年間約23キロ、金額にしておよそ1万8千円分の食品を捨てている試算となります。そのうち何も手が付けられずに捨てられている「手つかず食品」は約1万8千トン含まれています。(※2021年度推計)

食品ロス削減に向けて、一人ひとりが「食」の大切さを理解し、具体的に行動していただくため、様々な視点を取り入れて取組を進めています。



1 家庭での取組の推進

食べ物のもったいないを減らすためのひと工夫!

必要なものを必要な分だけ買おう!



- 1 買い物リストを作る
- 2 食べきれる量だけ買う

食材を無駄なく使い切ろう!



- 1 賞味期限、消費期限を正しく理解する
- 2 冷蔵庫を整理・整頓する
- 3 食品に期限を大きく書く

料理は全部食べよう!



- 1 料理は食べきれる量だけ作る
- 2 食べきれなかったときは冷蔵・冷凍で保存する
- 3 外食時にも食べ残しをしないよう心掛ける

賞味期限と消費期限を正しく理解!

賞味期限

開封していない状態で、表示されている保存方法で保存したときに、おいしく食べることのできる期限です。この期限を過ぎても、すぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。



●賞味期限が書かれている商品

ハムやチーズ、スナック菓子、缶詰など、冷蔵や常温で保存がきく食品。

消費期限

開封していない状態で、表示されている保存方法で保存したときに、食べても安全な期限です。期限内に食べるようにしましょう。



●消費期限が書かれている商品

生の肉や魚、弁当や洋菓子など、長くは保存がきかない食品。

食材を無駄なく使い切るレシピ

食品ロスを削減するため、家庭にある野菜や余りがちな食材を使い切るレシピを作成しています。子ども達に人気のある給食の献立をベースにしたメニューや旬の野菜をおいしく使い切るメニュー、関東学院大学栄養学部の学生さんが考案したメニューを紹介しています。食材の保存方法やリメイクレシピ、時短ポイントなど、役立つ情報も満載です。

食材を無駄なく使い切るレシピ(横浜市ホームページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/sakugen/tsukaikiri.html>



フードドライブ活動

フードドライブとは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体※や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動で、食品を通じた社会貢献だけでなく食品ロス削減にも寄与する取組です。

この活動を通じて、各家庭でまとめ買いしたものや頂き物などで、消費しきれずにお家庭に眠っている食品の在庫と期限を定期的に確認する習慣づけを促し、フードドライブに提供することで、市民の皆様の食べ物を大切にする気持ちを育んでいきます。

食べ物の「もったいない」を「ありがとう」へ変えていきます。

※フードバンクとは、各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体・活動です。



必要としている人や場所へお届けする

フードドライブと食糧支援の流れ

家庭・個人



フードドライブ



フードバンク



ひとり親家庭

子ども食堂

児童擁護施設

障害者施設

高齢者施設

等

横浜市では、市内の各所でフードドライブを実施しています。詳細はホームページをご覧ください。



土壌混合法

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の普及啓発を行っています。

土壌混合法は、プランターやダンボールなどを使用して、家庭から生じる生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える方法です。

生ごみを削減することができ、花や野菜を植える良質な土として使うことができます。

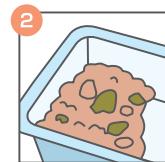


■ 準備するもの：プランター、生ごみ、土

■ 手順



2~3cmほどに刻んだ
生ごみと土を混ぜる。



生ごみと土を混ぜたものを、
プランターの一方寄せせる。



生ごみが隠れるように、
上から土をかぶせる。

分解が進み、生ごみが
消滅すると完成です
(3~4週間程度)。



新たに生ごみを入れるたびに、①~③を繰り返し、
プランターがいっぱいになつたら全体をかき混ぜる。

※詳細は、区役所資源化推進担当 (P.35)・資源循環局事務所 (P.35)へお問い合わせください。

資源循環局のウェブページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/namagomi/namablend.html>) にも掲載しています。

【問合せ先】3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510

2 飲食店への食品廃棄物削減に向けた取組

「食べきり協力店」

飲食店では、お客様の食べ残しによって多くの食品ロスが生じています。このため、横浜市では、食べ残しを減らすため、料理を小盛で注文できるようにしたり、食べきれなかった料理を持ち帰れるようにするなど、食品ロスの削減に取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として登録しています。登録店の目印として、「食べきり協力店」にはステッカーやポスターをお配りしており、ホームページ等でも御紹介していますので、ぜひ御利用ください。



ステッカー



ポスター



「食べきり協力店」取組項目

「食べきり協力店」に登録していただいている店舗は、以下の取組項目のうち、
1項目以上の取組を実践していただいております。

- ①小盛りメニュー・ハーフサイズメニューの導入
- ②持ち帰り希望者への対応
- ③食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ④ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ⑤上記以外の食べ残しを減らすための工夫

登録店はwebで検索できます。



食べきり

検索



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-3818 FAX:663-0125

横浜市食の3Rきら星活動賞

食品廃棄物の発生抑制・リサイクル・啓発等において、他の模範となる取組を行っている事業者又は団体を表彰しています。
その取組を広く紹介することにより、他の事業者への波及を含め、食品廃棄物のより一層の削減を図っています。

令和3年度

イオンリテールストア株式会社 南関東カンパニーイオンスタイル東戸塚

「AI力カク」を導入し、予測を基に発注、値引きを行い、売れ残りにより発生する廃棄物の削減を行い、また調理時に発生する食用油や魚のアラ、天かすを飼料や油脂、バイオディーゼル燃料へと再利用している。

株式会社 Innovation Design KITCEN MANE・haishop cafe

形やサイズの問題で通常は流通しない野菜や魚を積極的に仕入れ、食を通してお客様が食品ロスについて考えるきっかけづくりをしている。また、店内にコンポストを設置し、たい肥で育てた野菜を提供している。

キリンビール株式会社 横浜工場

ビールの製造過程で発生するモルト粕を飼料、肥料、きのこ培地に、ビール酵母を健康食品、飼料に再資源化している。また、「キリングループ環境ビジョン2050」を掲げ、食品廃棄物発生抑制に取組んでいる。

令和4年度

株式会社横浜食品サービス

まぐろたたきの製造過程で生じた端材をハンバーグにするなど、端材の商品化に積極的に取り組んでいる。また、横浜市立大学国際商学部柴田ゼミと連携し、学生のアイデアを取り入れた独自性の高い取組を行っている。

株式会社StockBase(ストックベース)

買換えで不要となった企業保有の備蓄食を同社のWEBサービスに登録すると、WEB上でフードバンク等とのマッチングが行われる。企業が受入先を探したり、引渡しの連絡調整などの手間が省け、備蓄食を提供しやすい仕組みが構築されている。



ごみと資源物の収集

家庭から出されるごみと資源物の収集は、市内の全世帯を対象に計画的に行ってています。

ごみの減量化・資源化を進め、ごみを適正に処理し、より快適な生活環境をつくっていくためには、資源物の分別の徹底や適切なごみの出し方、集積場所の清潔の保持など、いろいろな面で市民の皆さまのご理解とご協力が必要になります。ルールを守ってごみを減らし、きれいなまちづくりを進めましょう。

1 ごみと資源物の分け方・出し方・リサイクルの流れ

横浜市では効率的な資源化を目的として、15種類の品目について、10種類の分別で排出することを定めています。

分別の種類	収集回数	主な対象物	出し方	リサイクルの流れ			
燃やすごみ	週2回	台所のごみ 油で汚れた紙・臭いのついた紙 プラスチック商品(50cm未満のもの)	透明又は半透明の袋に入れる。	→ 焼却工場(焼却) ※1	→ 最終処分場 ※2	焼却灰の一部は次のように再利用されます(一例)。 ●焼却灰を各種資源化手法により、建設資材や道路資材などに利用(民間委託)	
乾電池	週2回	マンガン乾電池 アルカリ乾電池 リチウム一次電池	透明又は半透明の袋に入れる。	→ ストックヤード [神明台処分地]	→ リサイクル事業者 資源化委託	亜鉛・鉄などの金属原料として建築資材などに再生利用されます。	
スプレー缶	週2回	スプレー缶	透明又は半透明の袋に入れる。	→ 民間中間処理施設	→ リサイクル事業者 売却	アルミ缶: アルミ合金となり、アルミ缶などに再生利用されます。 スチール缶: 金属材料として建築資材などに再生利用されます。	
燃えないごみ	週2回	ガラス類・陶磁器類等 蛍光灯・電球	購入時の箱、新聞などで包んで「ガラス」「蛍光灯」などと品名を表示する。	→ リサイクル事業者	→ リサイクル事業者 資源化委託(蛍光灯・電球)	ガラス・陶磁器類は、土木資材として路盤材などに利用されます。蛍光灯・電球はグラスウールなどに、アルミ・鉄はそれぞれの原材料として再生利用されます。	
プラスチック容器包装製	週1回	ボトル トレイ 袋やフィルム	「フランマーク」のあるものは、全て対象です。	透明又は半透明の袋に入れる。	→ 民間中間処理施設 (異物除去・梱包)	→ 国指定のリサイクル法人 引き渡し 資源化委託 (市町村負担分※3)	擬木やパレットなどプラスチック製品の原材料のほか、高炉還元剤、コークス炉化学原料、油やアンモニア等の化学工業原料等としても再生利用されます。 出典:(公財)日本容器包装リサイクル協会
缶・びん・ペットボトル	週1回	缶・びん・ペットボトル ※食べ物や飲み物の入っていた缶とびん、飲み物・酒・みりん・しょうゆ等が入っていたPETの表示のあるペットボトル。	透明又は半透明の袋に入れる。	缶 資源選別施設 (選別・圧縮) ※4	リサイクル事業者 売却	アルミ缶: アルミ合金となり、アルミ缶などに再生利用されます。 スチール缶: 金属材料として建築資材などに再生利用されます。	
				びん 資源選別施設 (選別) ※4	リサイクル事業者 売却(無色・茶色びん) 国指定のリサイクル法人 引き渡し(その他の色びん) リサイクル事業者 資源化委託(その他の色びん・市町村負担分※3) リサイクル事業者 資源化委託(ガラス残さ)	ガラスくず(カレット)となり、新たにびんをつくる材料やグラスウールなどに再生利用されます。 路盤材や埋立材などに再生利用されます。	
				ペットボトル 資源選別施設 (選別・圧縮) ※4	国指定のリサイクル法人 引き渡し	ペットボトル、繊維製品(制服、カーペット、ワイシャツなど)や卵パック、製品パッケージなどに再生利用されます。	

※1 焼却工場…………鶴見、旭、金沢、都筑の4工場(保土ヶ谷工場は一時休止し、バックアップ工場として活用)

※2 最終処分場…………南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場

※3 市町村負担分…………容器包装のリサイクル費用は、事業者が負担していますが、小規模事業者は、再商品化義務の適用が除外されているため、その分は市町村が負担しています。

※4 資源選別施設…………金沢、緑、戸塚資源選別センター及び鶴見資源化センター

分別ってリサイクルの第一歩なんだよ!



分別の種類	収集回数	主な対象物	出し方	リサイクルの流れ	
小さな金属類	週1回	30cm未満の金属製品 	袋に入れず集積場所にまとめて置く。ただし、刃物等危険なものは新聞紙等に包み品名を表示する。	→ ストックヤード [資源選別施設・神明台処分地] → リサイクル事業者 売却	建築資材など金属製品の原材料として再生利用されます。
古紙 資源回収(P16) により収集 (回数は地域 により変動)		新聞・折込広告ちらし 	四つ折りにして、ひもで十文字にしばる。	→ リサイクル事業者	品目により次のように再生利用されます。 新聞: 新聞、週刊誌など 雑誌・その他の紙: 段ボール箱、絵本など 紙パック: トイレットペーパーなど 段ボール: 段ボール箱、紙筒など
		その他の紙: 包装紙等 雑誌: 週刊誌、単行本等 	雑誌: ひもで十文字にしばる。 その他の紙: 袋に入れてひもでしばる。		
		段ボール 	折りたたんで、ひもで十文字にしばる。		
		紙パック 	水洗いして切り開き、乾燥させ、大きさを揃えひもでしばる。		
		古布 	透明又は半透明の袋に入れる。雨の日には出さない。		
粗大ごみ	申込制 ※詳細は下記	金属製で30cm以上のもの 金属製以外で50cm以上のもの 	手数料を収め収集シールを貼付する	可燃物 → 焼却工場 ※1 → 最終処分場 ※2 金属製品 → ストックヤード [本市施設内] → リサイクル事業者 不燃物 → 最終処分場 ※2	●中古衣料として再使用されます。 ●機械の油拭きなどに使用する「ウエス」として再生利用されます。 ●原料の綿などに戻し、クッション材や断熱材として再生利用されます。 羽毛布団は、再生羽毛として新たな羽毛製品に再利用されます。 金属製品は、建築資材などの原材料として再生利用されます。 再使用できる家具類などについては、イベントなどの場を活用して市民に提供しています。

粗大ごみを出すときは

粗大ごみは、インターネット、チャット、LINEまたは電話での事前申込みにより有料で収集しています。

申込みはスマートフォンで!!

粗大ごみ受付センター 受付時間:月～土(年末年始を除く)午前8時30分から午後5時

インターネット受付

チャット受付

LINE受付



一般の加入電話からかけるとき
(ナビダイヤル)

0570-200-530

携帯電話やIP電話などの定額制や
通話料割引サービスを利用してかけるとき

045-330-3953



インターネット <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp>

●言語・聴覚に障害のある方はFAXでお申込みできます。 FAX 045-550-3599(言語・聴覚に障害のある方専用)

直接持ち込みも実施しています。障害者手帳をお持ちの方など、手数料が減免になる場合があります。

詳細は受付センターにお問い合わせくださいか、ウェブページをご覧ください。 横浜市 粗大ごみ 検索

【問合せ先】業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

2 エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機について

これらの製品は、家電リサイクル法に基づき、家電小売店が回収し、家電メーカー等がリサイクルします。過去にその製品を購入したお店か、買い替え時に新しく製品を購入するお店に引取りを依頼してください。

「購入店がない。」「遠方で依頼することが難しい。」などの場合は**横浜家電リサイクル推進協議会**に引き取りを依頼してください。

横浜家電リサイクル推進協議会受付フリーダイヤル

協議会指定の回収業者が受付をし、回収します。

 0120-014-353	月～土曜日 9:00～18:00 ※祝日を除く (土曜日は17:00まで)	家の中からの搬出にも対応可(別料金)
 0120-632-515	月～土曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00 ※祝日を除く(土曜日は15:00まで) FAXでの申込みも可 FAX 0120-661-520	家の中からの搬出にも対応可(別料金)

ご自分で、メーカーの指定引取場所に持ち込むこともできます。この場合「家電リサイクル券」は必要ですが、収集・運搬料金はかかりません。

詳しくは [横浜市 家電リサイクル](#) 検索

【問合せ先】 業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

3 収集できないもの、犬・猫などの動物の死体処理

収集できないもの

一時多量ごみ

一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼してください。
(処理は有料)

処理が困難なもの

バイク、タイヤ、バッテリー、消火器、金庫、ピアノ、プロパンガスボンベ、灯油、塗料、薬品類などは販売店か各区の資源循環局事務所にご相談ください。

請負工事などで出るごみ



事業活動に伴って排出されるもの

火災・天災等により発生したごみ

火災・天災等により発生したごみを、市の処理施設にご自分で持ち込む場合、処理手数料が減免される場合があります。詳しくは各区の資源循環局事務所にお問い合わせください。

家庭用パソコン

お手持ちのパソコンの排出方法、金額などは、直接各メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会(03-5282-7685、ウェブサイト <http://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。また、プリンタ、スキャナなどの周辺機器は、その大きさにより粗大ごみまたは燃やすごみとして収集します。なお、長さ30cm未満のパソコンや周辺機器は「小型家電回収ボックス」(P.16)に出すことができます。



【問合せ先】 業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

犬・猫などの動物の死体処理

●各区の資源循環局事務所に連絡してください。

1. 道路や公園等で死体を見つけたとき → 無料
2. ペットの合同火葬(出張回収)を希望される方(お骨はお返しえません。また 50kg 未満の小動物が対象です。)→6,500 円

●その他お骨の持ち帰りや個別の火葬、合同火葬で直接持ち込みを希望される方は、(戸塚斎場 電話:864-7001)に連絡してください。(有料)

【問合せ先】 各区の資源循環局事務所(P.35) 業務課 電話:671-3815 FAX:662-1225

4 分別に関するツール及び広報印刷物

横浜市ごみ分別アプリ

横浜市ごみ分別アプリは、イーオーがごみの出し方を教えてくれる「イーオーのごみ分別案内」や分別辞典「ミクショナリー」、その他分別に役立つ知識集や収集曜日のカレンダー設定などのいろいろな機能を搭載しています。(英語・中国語にも対応)

横浜市ごみ分別アプリ 検索



【問合せ先】スリーアール 3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510

LINE

横浜市LINE公式アカウントからは、ごみの分別案内のほか、粗大ごみの申込みもご利用いただけます。サービスのご利用には、横浜市LINE公式アカウントとの友だち登録が必要です。



【問合せ先】分別案内 スリーアール 3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510
粗大ごみの申込み 業務課 電話:671-3815 FAX:662-1225

広報印刷物

市民の皆さまが適切な分別をしていただくための支援として、各種の広報印刷物を発行しています。

●ごみと資源物の分け方・出し方(パンフレット)



分別・排出方法を総合的に解説するとともに分別・収集に関するサービスや施策を紹介しています。

転入者を中心に配布しています。

外国語版:

英語・中国語・ハングル
スペイン語・ポルトガル語
ベトナム語

●ごみと資源物の分け方・出し方(リーフレット)



分別・排出方法等の概要をまとめています。中面が分別区分一覧になっており収集曜日が書き込まれるため掲示に適しています。

外国語版:

英語・中国語・ハングル
スペイン語・ポルトガル語
タガログ語・タイ語
ベトナム語・フランス語
ネパール語

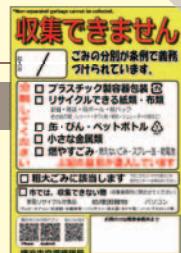
分別ルールを守りましょう!

条例による義務

市民・事業者とともに、ごみを出すときには、決められた分別区分や排出方法に従うこと、が、条例により義務付けられています。

分別されていないものは取り残し

分別されていないごみ袋については、注意ステッカーを貼って、集積場所に取り残すことで、ごみを出した人に注意を呼びかけています。



分別ルールを守らない者に対する罰則(過料)制度

分別されていないごみ袋は本市職員が開封調査しています。

なお、繰り返し指導などを行っても、分別しない市民・事業者に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を実施しています。

① 分別をしない者に適切な分別を指導

② 指導後も分別をしない場合、改善を勧告

③ 勧告後も分別をしない場合、改善を命令

④ 命令後1年以内に、分別しないでごみ出しした場合、過料(2,000円)

※開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。

【問合せ先】業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

5 資源集団回収

資源集団回収とは、市での回収とは別に、地域の団体(自治会・町内会、子ども会、老人クラブ、PTA等)が行う古紙・古布等の資源物の自主回収です。地域団体と契約した民間の業者が回収しています。地域における自主的なごみの減量・リサイクルの実践活動として減量効果も高く、地域コミュニティの形成にも役立っています。

市内の家庭から回収場所に出される古紙・古布は
全て資源集団回収により回収されています。



※事業所・商店など、事業活動に伴って発生する事業系廃棄物は、資源集団回収に出すことはできませんので、ご注意願います。

新しく資源集団回収を始めるときは

回収品目や実施方法など、具体的な事柄について地域の方々や資源回収業者とよく打ち合わせをし、登録の手続きを行ってください。

★手続き方法については、資源集団回収ウェブページ(下記参照)をご覧いただくか、各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課にお問い合わせください。

資源集団回収奨励金について

資源集団回収登録団体は、回収量に応じた「奨励金」が交付されます。

「奨励金」は回収量1キログラムあたり3円です。(2022年度)



●回収場所や曜日がわからないときは

回収場所や曜日は、地域によって異なります。

集積場所に貼ってある青いステッカーを見ていたらしく、ご近所にお住まいの方にお尋ねいただいて、回収場所等をご確認ください。確認が難しい場合は、各区の資源循環局事務所(P.35)へお問い合わせください。



●資源集団回収ウェブページをご覧ください

資源集団回収のウェブページを公開しています。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gomi/shudan/syudan.html>

横浜市資源集団回収

検索

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

廃棄物及び資源物の持ち去り禁止について

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されており、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。禁止命令に従わない場合、20万円以下の罰金を規定しています。持ち去り行為を見かけたら下記連絡先までご連絡ください。

【問合せ先】街の美化推進課 電話:671-2556 FAX:663-8199 または、各区の資源循環局事務所(P.35)

6 資源物の拠点回収

市民が家庭から出る古紙・古布などの資源物を直接持ち込むことができる場所として、「資源回収ボックス」「センターリサイクル」などがあります。

資源回収ボックス

設置場所	一部のスポーツセンター・地区センター・区役所などの市民利用施設 89か所 (2022年12月現在)
受入時間	各施設の開館時間中
回収品目	古紙(新聞・雑誌・その他の紙・紙パック)、古布 ※段ボールは回収していません。 ※踊場地区センターでは古布の回収はしていません。



【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

センター リサイクル

場 所	各区の資源循環局事務所(緑区は長坂谷ストックヤード、栄区は栄ストックヤードで実施しています)
受入日	月曜日～土曜日 ただし年末年始を除く
受入時間	午前9時～午後4時 (午前11時30分から午後1時30分の持ち込みはご遠慮ください)
回収品目	古紙(新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・段ボール)、古布、 缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小さな金属類、スプレー缶、乾電池、燃えないごみ ※燃えないごみを持ち込む場合は事前に問い合わせてください。 ※小型家電、充電式電池の回収も実施しています。



【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)

リユース文庫

設置場所	各区の図書館および一部の区役所、地区センターなど52か所(2022年12月現在) https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/reuse/reuse-bunko.html
受入時間	各施設の開館時間中
回収品目	不用になった図書(営利のための宣伝、政治活動や宗教活動の普及宣伝を目的とする図書、青少年の健全な育成を阻害する図書、汚破損の著しい図書等を除く) ※なお、リユース文庫にお持ちいただいた図書は、図書館への寄贈図書になる場合もあります。



【問合せ先】各区の資源化推進担当(P.35)

● バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品について

コードレス掃除機・ロボット掃除機など、バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品を原因とした収集車の発煙・発火トラブルが多発しています。

収集車の火災を防ぐため、バッテリーの取り外せない充電式小型家電製品は、燃やすごみの日に他の燃やすごみ(生ごみ等)とは「別の袋」で集積場所に出していただきますようご協力ををお願いいたします。



「燃やすごみの日」に生ごみ等とは「別の袋」で

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225

● 小型家電リサイクルの実施について

●回収の方法: 区役所や資源循環局事務所、市庁舎、区民利用施設(一部)、焼却工場、スーパー(一部)等に専用のボックスを設置しています。また、地域のイベント等での啓発の際にあわせて回収を行います。



●対象製品: 回収ボックス投入口(30cm×15cm)に入る、長さ30cm未満の電気・電池で動作する製品。詳しくは
(例:デジタルカメラ・携帯電話・携帯音楽プレーヤー・ノートパソコンなど。)

横浜市 小型家電 検索

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)または業務課 電話:671-3819 FAX:662-1225



ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者の方などへの支援を行っています。

収集の種類	ふれあい収集	粗大ごみの持ち出し収集
内容	<p>対象者宅の敷地内や玄関先から、直接家庭ごみを収集します。</p> <p>※収集時にごみが排出されていない場合等に、インターホン等で声を掛けることがあります。</p>	<p>対象者宅の敷地内または屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 分解が必要な粗大ごみ • 他の家具の移動が必要な粗大ごみ • ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ
申込方法	<p>資源循環局事務所に申込書にてお申込みください。</p> <p>※申込書は資源循環局のHPでダウンロードできます。</p> <p>※事前にご自宅に伺うなどして、対象者に該当するか確認させていただきます。</p>	<p>資源循環局事務所に電話等でお申込みください。事前に対象者に該当するか確認させていただきます。</p> <p>※収集日のご希望に添いかねる場合があります。</p> <p>※受付から収集までお時間を頂く場合があります。</p>
対象者	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者が居る場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 	<p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら粗大ごみを指定場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者など次のいずれかに該当する場合は、対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②愛の手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方 ⑤ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥妊娠やけがをしている方などで、事務所長が認めた方

■いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(いわゆる「ごみ屋敷」対策条例)」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な事案の解決に向け、区と局が連携し、福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た場合について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

■外国人居住者への支援

生活習慣や文化の違いなどから、外国人居住者のごみ出しマナーが地域のトラブルとなっているケースがあります。

地域特性やコミュニティの状況をふまえ、外国人居住者の生活全体の支援の一環として、ごみ出しルールが浸透していくよう働きかけていきます。



日本語学校での分別講座の様子

【問合せ先】各区の資源循環局事務所(P.35)



ごみの焼却・埋立

1 焼却工場

焼却工場では



金沢工場(2001年4月稼働)

横浜市には、現在、4つの工場が稼働しており、市内から出される燃やしごみの全量を安全かつ効率的に焼却処理しています。

これらの工場では、長期間の安定した連続運転を行うとともに、ごみを高温(800~950°C)で燃焼させ、ダイオキシンの発生を抑制するなど、適正な燃焼管理に努めています。また、高性能の排ガス処理設備を設置して、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、ダイオキシンなどの有害物質を除去するとともに、工場排水を浄化する排水処理設備を設置するなど、周辺の環境に影響を与えないよう、環境保全に十分配慮しています。



1 ごみピット

収集車が運んできたごみを一時貯留します。

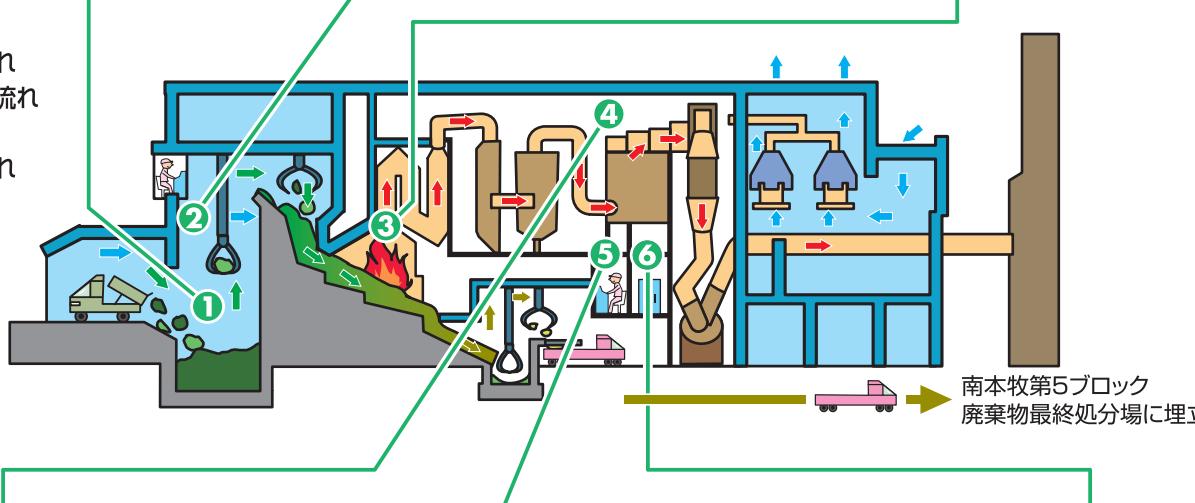


- ごみの流れ
- 排ガスの流れ
- 灰の流れ
- 空気の流れ

資源循環局焼却工場 概要図

2 クレーン操作室

遠隔操作でクレーンを動かし、ごみを焼却炉に投入します。また、自動で動かすことも可能です。



4 排ガス処理装置

排ガス中の有害ガスやばいじんを取り除きます。

5 中央管制室

焼却炉の運転・監視をコンピュータを使って集中的に行います。



3 焼却炉

ごみを高温(800~950°C)で焼却し、灰にします。



南本牧第5ブロック
廃棄物最終処分場に埋立

6 蒸気タービン発電機

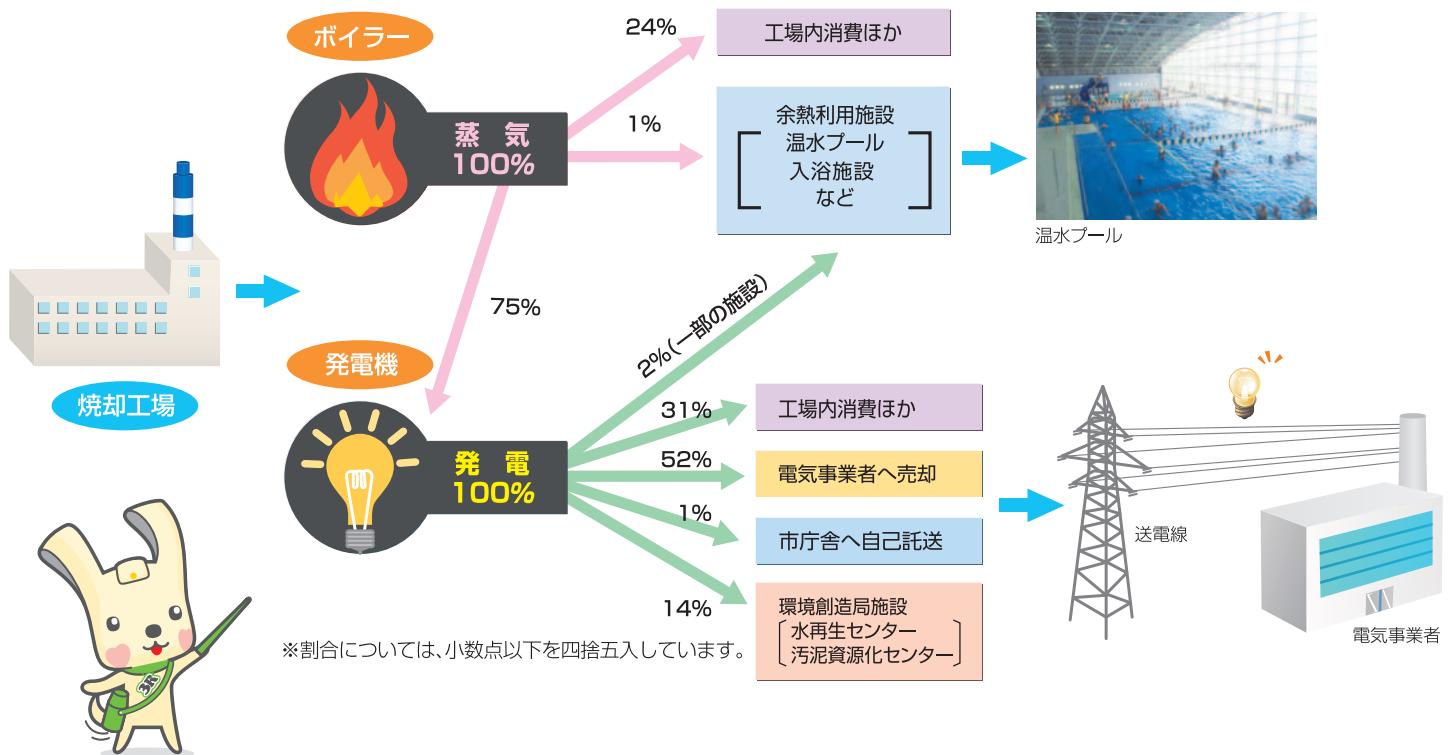
ごみ焼却による熱エネルギーを蒸気に変え、その蒸気の力で発電します。

焼却工場で創出する「環境にやさしいエネルギー」の利活用

焼却工場では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を有効利用し、蒸気タービン発電機による発電を行っています。発電された電力は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、CO₂を排出しない「環境にやさしいエネルギー」です。現在稼働している4つの工場で創出する電力は、1年間で約3.4億キロワットアワーであり、戸塚区の全世帯にあたる約12万世帯の年間消費電力量に相当します。

この電力は、工場内で利用するほか、隣接する下水道処理施設や市庁舎等に供給し、さらに創出した電力は電気事業者に売却しています。

また、蒸気は工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設(温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設(ふれーゆ))等に供給しています。



ごみの焼却を効率良くするには

ごみを燃やす焼却炉は、運転開始時に助燃剤(都市ガス等)を利用しますが、稼働後、炉内の温度は800℃～950℃と高温になり、投入したごみ自体を燃料として燃焼しています。しかし、ごみに多く水分が含まれていると燃焼効率を下げてしまいます。

水分が多く含まれる生ごみの水切りやせん定枝の乾燥などを行っていただくことで、焼却工場の燃焼効率が高まり、発電量の増加にもつながります。ごみ自体を燃料としている焼却工場で発電する電力は環境にやさしいエネルギーです。発電量の増加は市内の脱炭素化につながりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。



【問合せ先】施設課 電話:671-2518 FAX:664-9490

ごみ焼却工場の排ガスからCO₂を分離・回収、利用 ~[Zero Carbon Yokohama]の実現~

ごみ焼却工場の排ガス中に含まれるCO₂を分離・回収し、水素と合成してメタンガスを生成する技術(CCU^{※1})の確立に向け、東京ガス株式会社、三菱重工グループ企業^{※2}と横浜市が実証試験を行っています。CCUは、脱炭素化の革新的技術であり、全国から注目されています。



※1 Carbon dioxide Capture and Utilization(二酸化炭素の分離・回収・利用)の略

※2 三菱重工エンジニアリング株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

保土ヶ谷工場の再整備



再整備する保土ヶ谷工場

将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくため、令和12年度の稼働を目指して、保土ヶ谷工場の再整備を進めています。

新たな保土ヶ谷工場は、安全で安定したごみの焼却をはじめ、自然災害への対応や、脱炭素社会の実現のため、次の3つの視点で再整備を行います。

保土ヶ谷工場の再整備にあたっての3つの視点

1 安全で安定したごみ処理を行う焼却工場

◆最大処理能力(日量1,050トン)

災害時の廃棄物処理にもしっかりと対応

◆しっかりとした環境保全対策

排ガス等の処理に高性能な設備を導入

◆施設の強靭化

東日本大震災級の大規模災害にも耐えうる堅牢な施設

長期間にわたる停電や断水などの非常事態発生時でも、ごみの焼却を継続

2 地域に根ざした焼却工場

◆大規模災害への備え

災害時の長期間の停電発生時に、ごみ焼却で得られた電気を地域防災拠点等で活用

◆環境学習の拠点

子どもから大人まで、環境について広く楽しく学べる拠点を整備

◆熱の有効活用

ごみ焼却により発生した熱を市民サービスの向上に資するよう、温水プール等で有効活用

3 脱炭素社会の一翼を担う焼却工場

◆エネルギーの創出

高効率発電機の導入により、再生可能エネルギーを最大限創出

◆創出したエネルギーの活用

創出した再生可能エネルギーを市域内で活用し、脱炭素社会の実現に貢献

◆エネルギーの蓄え

災害時には、蓄えた電気を非常用電力として活用(電気自動車での活用を検討)

事業スケジュール(予定)

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
事業者公募・選定		既存建物解体+詳細設計・施工					

【問合せ先】 施設計画課 電話:671-2542 FAX:664-9490

2 最終処分場



● 最終処分場では産業廃棄物も一部受け入れています。

家庭から排出された燃やすごみは、焼却工場で焼却されます。最終的に残った焼却灰は、最終処分場に埋め立てられています。

現在、横浜市では南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で埋立てを行っています。また、南本牧第5ブロック最終処分場のほか、7か所の埋立てを終了した最終処分場で、処分場からの浸出水を処理する等の管理を行っています。

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場と焼却灰の資源化

2017年にオープンした南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場は、横浜市唯一の一般廃棄物最終処分場です。現状の処分量で埋立てを続けた場合、30年程度で容量が満杯となる見込みです。長く大切に使っていくために、ごみの減量とともに、焼却灰の計画的な資源化に取り組んでいます。



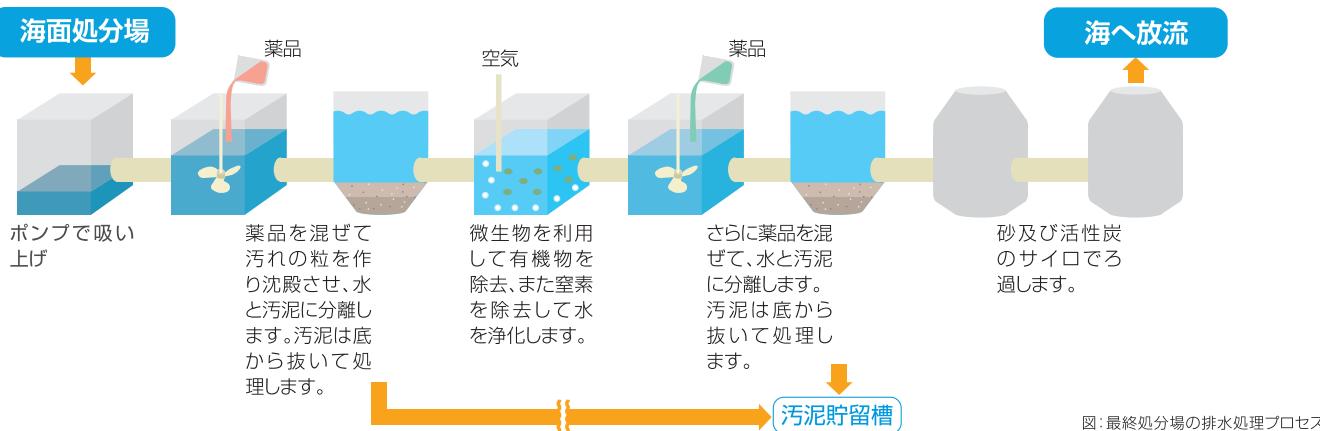
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場



南本牧第5ブロック排水処理施設

最終処分場の排水処理

最終処分場からの内水は排水処理施設において処理・浄化し、周辺環境に影響を与えないよう配慮しています。



【問合せ先】処分地管理課 電話:671-2560 FAX:664-9490

3 環境調査

横浜市では市民の皆様に安全で快適な生活を送っていただけるよう、焼却工場や最終処分場で適正に運転管理されていることを確認するため、定期的に環境調査を実施しています。

この調査によって、ダイオキシン類など基準が定められている項目で、排出基準や環境基準を満たしているか、周辺の環境に影響を与えていないかを確認し、環境保全対策に万全を期すよう努めています。結果はウェブページ等で公表しています。

主な場所と調査対象

- (1) 焼却工場の排出ガス、排出水、焼却灰など
- (2) 最終処分場の排水処理施設放流水、大気、騒音振動、地下水、土壤など

【問合せ先】政策調整課調査等担当 電話:671-4565 FAX:550-4239



し尿処理

1 し尿くみ取り

くみ取りにより収集したし尿は、検認所で受け入れ、前処理をした後、環境創造局の処理施設にて下水汚泥とともにバイオガス化されています。

横浜市のくみ取り作業は北部事務所で行っています。これからも、し尿くみ取り事業の円滑な運営と衛生的な処理に努めます。

◆くみ取りのお申し込みは
北部事務所 電話:953-0941



「北部事務所マスコット
トイレくん」

2 淨化槽

浄化槽は、水洗トイレの汚水、又は、これと生活雑排水(台所や風呂場などからの排水)を合わせた汚水を、微生物の働きによって分解処理し、衛生的かつ安全な水にして、排水路に流すための設備です。

公共下水道処理区域外で水洗トイレを使用する場合は、事前に届出をしたうえで、浄化槽を設置してください。

浄化槽の維持管理

浄化槽の機能を十分に発揮させ、悪臭の発生や河川などの汚濁を防ぐためには、次のような浄化槽の維持管理が必要です。

(1)保守点検 (3~4か月に1回以上)

→浄化槽管理士に委託することができます。

(2)清掃 (1年に1回、全ばつ氣方式はおおむね6か月に1回以上)

→市で許可をしている清掃業者へ

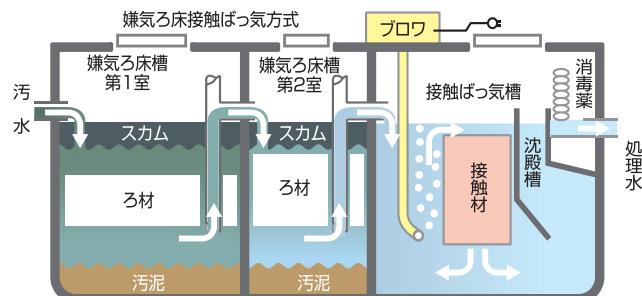
(3)水質に関する法定検査

(使い始めて3か月から8か月の間に行う検査と年1回の定期検査)

→県知事指定の検査機関へ

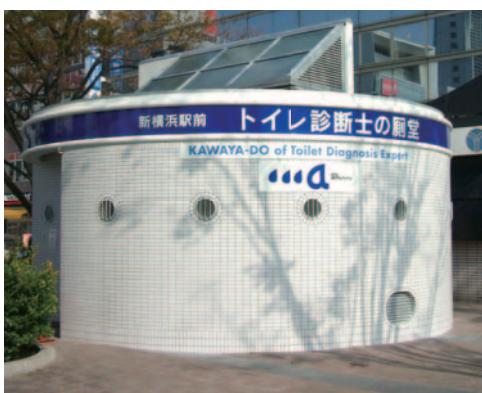
■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-2547 FAX:663-0125

3 公衆トイレ



ドウ アメニティ 新横浜駅前 トイレ診断士の廊室

資源循環局では、駅前や繁華街などにある76か所の公衆トイレを管理しています。

誰でも安心して利用できるよう日常清掃を行い、清潔なトイレの維持をめざしています。

また、公衆トイレの多くは車いすを使っている方も利用でき、小さなお子様連れの方、オストメイトの方など、どなたでも利用しやすいトイレとなるよう、設備や機能の拡充を進めています。

清潔なトイレを保つため、トイレはきれいに使用しましょう。

【問合せ先】街の美化推進課 電話:671-2555 FAX:663-8199

4 災害時のトイレ対策

「災害時のトイレはだいじょうぶ?」

災害時のし尿処理

災害時のし尿処理対策は衛生的、生理的な観点から、早急に対処すべき課題の1つです。地域防災拠点には多くの避難者が集まるため、設置された仮設トイレから衛生的かつ迅速にし尿を収集し、水再生センター等へ運搬する必要があります。北部事務所は、災害発生後2日目から順次くみ取りを開始します。



東日本大震災の被災地における災害復旧支援

トイレ対策

災害時の避難先となる地域防災拠点には、トイレパック5,000セット、くみ取り式仮設トイレ2基を基本に備蓄しています。また、下水直結式仮設トイレの整備を順次すすめています。さらに、トイレが不足するときには、協定を締結している事業者から、仮設レンタルトイレ及びトイレパックを地域防災拠点へ配備します。また家庭や事業者においても、トイレパックなどを備蓄し、災害時のトイレ対策について準備しておく必要があります。

●トイレパックって？

凝固剤と処理袋のキットで、トイレの便座などにセットして使用します。処理が簡単で、衛生的です。
使用後は燃やすごみとして出すことができます。



黒い処理袋をトイレにセットして使用します。使用後は、凝固剤を上からふりかけます。

※シートタイプもあります。

●どうしてトイレパックを使うの？

災害で下水管が破損してしまうと、水洗トイレが使用できなくなってしまうため、流す必要のないトイレパックが有用です。

●どこで売っているの？

一部のホームセンターなどで購入できます。
各家庭でも一人あたり15個程度（1日5個×3日分）備蓄しておきましょう。

災害時に備えて最低3日分の食料・水・トイレパックのほか、自分や家族にとっての必需品を用意しておいてください。

●下水直結式仮設トイレ(災害用ハマッコトイレ)って？

あらかじめ地震対策等を行った下水管を地下に埋めておき、発災時にはマンホールのふたをはずして、専用の仮設トイレをこの上に設置することができます。

このトイレは水道が使用できない場合でも、プール等の水を活用してトイレの汚物を下水管へ流すことができます。



下水直結式仮設トイレ用マンホール



下水直結式仮設トイレ

災害時のごみと資源の分け方・出し方について

地震などの大規模災害時におけるごみと資源の分け方・出し方について、以下のとおり、ご協力をお願いします。

定義	分け方・出し方	イメージ画像
生活ごみ・避難所ごみ	・平時と同様に、日々の生活から発生するごみ ・使用済みトイレパック等	平時と同じ分別ルールで、ごみ集積場所や地域防災拠点ごとに定める場所に排出してください。
片付けごみ	被災した建築物内の片付けで発生するごみ ※破損した家具・家電等	生活ごみの集積場所とは別の交通の妨げにならない場所に排出してください。



▲分別されずに排出された災害廃棄物

※収集開始時期や収集方法などの情報は、本市・区のウェブサイトやSNSをはじめ、各地域防災拠点の掲示板等に掲示するなどしてお知らせします。



清潔できれいな街づくり

快適な環境の中で生活することは、誰もが願っていることです。

ごみのない清潔できれいな街をつくるため、空き缶やたばこの吸い殻などの散乱防止対策及び地域の状況に合わせた不法投棄防止対策や放置自動車対策を行っています。



1 ポイ捨て、歩行喫煙防止対策

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て・喫煙禁止条例)」は、ごみが散乱しにくい街づくりを目的に制定したものです。この条例は、市内全域で空き缶やたばこの吸い殻をはじめとする、ごみのポイ捨てを禁止しているほか、歩きたばこをしないよう努めなければならないこと、屋外で喫煙する場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならないことを定めています。

横浜市

喫煙禁止地区

たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の皆さんの安全を守るとともに、吸い殻のポイ捨ての防止を図るため、特に人通りが多い市内8地区を喫煙禁止地区に指定しています。

喫煙禁止地区内では

屋外の公共の場所での喫煙行為は禁止となります(火のついたたばこを持つこともあります)。

路面標示



標識



喫煙禁止地区内には路面標示や標識を設置しています。

喫煙禁止地区等指導員が巡回し、違反者への指導を行っています。(違反者は罰則(過料2,000円)の対象となります。)



横浜駅周辺地区



みなとみらい21地区



関内地区



鶴見駅周辺地区



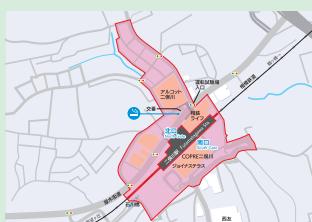
東神奈川駅周辺地区



新横浜駅周辺地区



戸塚駅周辺地区



二俣川駅周辺地区

【問合せ先】街の美化推進課 電話:671-2556 FAX:663-8199

2 歩道、駅前広場等のクリーンアップ

横浜市では、市内でも特に市民や観光客などが訪れる、市の顔ともいべき都心部と、各区の主要な駅周辺を美化推進重点地区に指定しています。

現在、この重点地区は横浜駅周辺やみなとみらい21、関内、伊勢佐木・野毛、山下・元町、新横浜地区の都心部を含め、市内に28か所あり、歩道清掃や啓発活動などを実施しています。

また、地域の皆さんにもご協力をいただきながら、各区で美化・清掃活動などを実施しています。

皆さんも、ごみのポイ捨てや歩きたばこをしないよう、また、自動販売機の回収容器には缶・びん・ペットボトル以外のものを入れないよう、ご協力をお願いします。

ごみ拾いSNS「ありがとう！ヨコハマクリーンアップ」では、ボランティアの皆さんによる清掃活動や活動への感謝を見る化しています。ぜひご参加ください。



3 不法投棄の防止



不法投棄された廃棄物の早期撤去を行うほか、不法投棄防止看板の設置などを通じて、不法投棄の防止を図っています。

不法投棄を見つけたら、車のナンバーなど証拠となることを警察(110番か所管警察署)または各区役所の資源化推進担当(P.35)へご通報ください。

4 放置自動車対策

放置自動車については、市民の方々からの通報等をもとに、様々な調査を行っています。その結果、所有者の判明した車両については所有者に撤去していただきます。所有者が判明しない車両は、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

対象は、10日以上放置されている自動車及び125ccを超えるバイクです。

●放置自動車を見つけたら…

電話 : 671-3817



【問合せ先】街の美化推進課 電話:671-3817 FAX:663-8199 または各区の資源化推進担当(P.35)



環境活動の推進

1 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域でのごみの減量による脱温暖化に向けた3R活動と地域の美化や清潔の保持などを推進するため、自治会・町内会から推薦をいただき、市長が委嘱しています。[環境事業推進委員数 約4,000人]

■環境事業推進委員の主な活動

自治会・町内会などの地域活動の取組

- ごみ集積場所などにおける分別排出の普及啓発・地域清掃活動の推進
- 地域での3R活動の実践や普及・啓発及び情報提供を目的とした
地域懇談会などの開催
- 不法投棄やポイ捨て防止などまちの美化にかかわる取組



区・地区単位での取組

- 区・地区連絡協議会が実施する3R活動や研修会などへの参加及び協力
- 地域団体との交流・連携による活動

【問合せ先】街の美化推進課 電話:671-3817 FAX:663-8199

2 表彰・認定制度

3R行動の推進と地域社会への定着を図ることを目的として、様々な地域活動の中でごみの減量・リサイクルの推進に功績のあった個人・団体・事業者の表彰及び認定を行います。

[表彰・認定者数 市民302人、12団体、67事業者(2021年度実績)]



環境活動の推進



ヨコハマ3R夢行動推進者

リサイクル活動、分別指導、啓発活動など
「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人や団体

3人



清潔できれいな街づくり推進者

清掃活動や緑化活動を通して「清潔できれいな
街づくり」の推進に功績のあった個人や団体

14人・12団体



環境事業推進委員永年在職者

「環境事業推進委員」として、永年にわたり
地域で活動を続けられている方

285人



3R活動優良事業所

事業系廃棄物の分別排出や3R活動に
功績のあった事業又は事業所等

50事業所



一般廃棄物収集運搬業優良事業者

事業系廃棄物の分別排出や3R活動等に積極的に
取り組み、他の模範となる一般廃棄物収集運搬業者

14事業者



横浜市食の3Rきら星活動賞

食品廃棄物の発生抑制、再生利用及び啓発等で
顕著な功績を挙げている事業者

3事業者

**【問合せ先】1~3 街の美化推進課 電話:671-3817 FAX:663-8199
4~6 事業系廃棄物対策課 電話:671-3818 FAX:663-0125**



環境学習・体験施設

1 環境学習プログラム

「環境学習プログラム」は、出前教室や住民説明会等、環境に関する学びの場を設けたい様々な世代の皆様へ向けたご案内です。

「環境学習プログラム」では、未就学児から地域・事業者まで、各世代を対象にどのような「環境学習」を行うことができるのか、モデルケースをご紹介しています。

また、「食品ロス削減」「プラスチック対策」「ごみのゆくえ」「分別・リサイクル」の4つの講座テーマを設定し、各テーマには、現状や課題をお伝えする「基本プログラム」と学びのご希望に応じて追加できる「選択プログラム」をご用意しています。



●プログラムの閲覧

「環境学習プログラム」は資源循環局ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/program.html>

2 スリム 3R夢学習副読本

できるだけごみを出さない生活やリサイクルを進める行動を子どものころから習慣づけてもらえるよう、小学4年生を対象に3R夢学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマ3R夢!」を配布しています。



3 ポスターコンクール

スリーアール

3R行動や、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、市内の小・中学校に在学する児童・生徒を対象に、ポスターコンクールを開催しています。

入賞作品については、広報啓発のための展示や、印刷物に利用するなどして活用しています。

●入賞作品の閲覧

入賞作品は、横浜市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/posucon-gaiyou.html>

令和4年度大賞作品



小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学生の部

【問合せ先】3R推進課 電話:671-3593 FAX:550-3510

ごみや環境問題について市民の皆さんに、より一層の関心をもつていただけるような情報を提供するため、楽しく学べる体験施設を開設しています。

※各施設とも、入館は無料です。

スリム
3R夢講座の実施

ごみ・環境
関連の展示

体験教室など
各種イベント
の開催

スリム 3R夢ひろば鶴見

【所 在 地】鶴見区末広町 1-15-1 (資源循環局鶴見工場内)
【開 館 時 間】午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)

【休 館 日】毎週日曜日、祝日、鶴見工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問 合 せ 先】鶴見工場 電話: 521-2191 FAX: 521-2193

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>

スリム 3R夢ひろばあさひ

【所 在 地】旭区白根 2-8-1 (資源循環局旭工場内)
【開 館 時 間】午前9時～12時、午後1時～4時

【休 館 日】毎週日曜日、祝日、旭工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問 合 せ 先】旭工場 電話: 953-4851 FAX: 953-4852

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

スリム 3R夢ひろば金沢

【所 在 地】金沢区幸浦2-7-1 (資源循環局金沢工場内)
【開 館 時 間】午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)

【休 館 日】毎週日曜日、祝日、金沢工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問 合 せ 先】金沢工場 電話: 784-9711 FAX: 784-9714

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

スリム 3R夢ひろばつづき

【所 在 地】都筑区平台 27-1 (資源循環局都筑工場内)
【開 館 時 間】午前9時～12時、午後1時～4時30分(入館は午後4時まで)

【休 館 日】毎週日曜日、祝日、都筑工場全炉点検期間、年末年始(12月28日～1月4日)

【問 合 せ 先】都筑工場 電話: 941-7911 FAX: 941-7912

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

プレパークさかえ

【所 在 地】栄区上郷町 1570-1
【開 館 時 間】午前9時～12時、午後1時～4時

【休 館 日】毎週日曜日、年末年始(1ヶ月程度)

【問 合 せ 先】栄事務所 電話: 891-9200 FAX: 893-7641

【ウェブページ】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/>

遊んで♪学んで！都筑3R夢教室

【所 在 地】都筑区平台27-2
【開 館 時 間】午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

【休 館 日】毎週日曜日、年末年始(併設のセンターリサイクル受入休止期間と同じ)

【問 合 せ 先】都筑事務所 電話: 941-7914 FAX: 941-8409

5 工場見学

3R夢の取組を理解していただくため、小学生や市民の皆さんを対象に焼却工場の見学を実施しています。

焼却工場の見学をご希望の場合は、事前にお申し込みが必要となります。 詳細は各工場の見学案内のWebページをご確認ください。

- 動画等で疑似的に工場見学を体験できる次の「工場見学」のページから各工場のリンクが貼られています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kengaku/>

[工場見学の問合せ先] 各焼却工場(P.35)

6 出前教室

廃棄物や環境に関する問題について学んでいただける出前教室を、未就学児から地域・事業者まで、様々な世代を対象に実施しています。

詳細や申込方法は「環境学習プログラム」(P.27)をご覧ください。



廃棄物分野における国際協力

横浜市では、海外諸国・都市における廃棄物に関する課題解決に貢献するため、海外からの視察の受け入れや研修を実施し、これまで本市が培ってきた経験や分別・リサイクルのノウハウ、市民・事業者・行政が連携して進める取組の紹介等を行っています。

1 Y-PORT事業を通じた支援

横浜市は、横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業）に取り組んでいます。

その一環として廃棄物分野では、現在、主にベトナム国ダナン市において、国際協力をしています。

ダナン市では人口増加・経済発展に伴うごみの量の増加が著しく、最終処分場のひっ迫が課題となっていることから、2017年3月から2020年3月まで、JICA 草の根技術協力事業として、分別・リサイクルなどに関するノウハウ・経験の共有を行うため、横浜での研修や現地への専門家派遣を行いました。

本事業は、2022年3月から第2期事業が開始され、今後は、ダナン市における廃棄物のデータ収集・管理や、ごみと資源の収集体制強化について協力していきます。



ダナン市における資源回収の様子

2 アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)を通じた支援

2017年4月に、環境省、JICA、横浜市、国連環境計画(UNEP)、国連人間居住計画(UN-HABITAT)、アフリカ各国・都市が共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGs(持続可能な開発目標)の推進等を行うための場として「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」を設立しました。

そのなかで横浜市は、これまでの廃棄物管理の知見や取組が評価され、日本における研修の拠点として位置づけられており、アフリカ各国の廃棄物行政の担当者を対象に、年2回程度、研修を実施しています。



横浜市での研修の様子

3 国際会議等への出席

廃棄物分野に関する国際会議等に参加し、海外諸都市の状況を把握するとともに、横浜市の廃棄物管理の取組について、知見を伝えています。国際会議等への参加を通じて、新興国などにおける廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のプレゼンス向上につなげていきます。

【問合せ先】政策調整課 電話:671-2503 FAX:550-4239



事業系ごみに関する取組

事業活動に伴って発生するごみ(事業系ごみ)は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。そこで、資源循環局は事業者に対して、事業系ごみを適正に処理するよう助言指導を行うとともに、減量化・資源化の自主的な取り組みを働きかけています。

事業系ごみのうち、次の20種類に該当するものを「産業廃棄物」と呼び、それ以外のごみについては「一般廃棄物」に分類されます。

<産業廃棄物に該当する事業系ごみ>

「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物残さ」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「鉱さい」「がれき類」「動物のふん尿」「動物の死体」「ばいじん」「動物系固形不要物」及び「廃棄物を処分するために処理したもの」
※一部の品目については、特定の業種・事業活動から排出されるものに限ります。



【産業廃棄物の例】

1 事業系ごみの適正処理に関する取組

排出事業者への指導

産業廃棄物を大量に排出する事業所や事業用大規模建築物を中心に立入調査を行い、廃棄物の排出状況や保管状況の確認や適正処理のための指導、3Rの推進に向けた啓発を行います。

【事業用大規模建築物とは】

(1)大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗 (2)店舗面積が500m²以上、1,000m²以下の小売店 (3)延床面積が3,000m²以上の事業所以上のいずれかに該当する事業所です。

事業系ごみの分別の徹底

資源化可能な古紙や、プラスチック類等の産業廃棄物は焼却工場に搬入できません。

事業系の燃やすごみの中で、分別されずに焼却工場に搬入されるものとして、資源化可能な古紙ではメモ用紙や付せん紙、プラスチック類ではラップ類やビニール類などが多くあります。

これらが焼却工場に搬入されないために、事業者に対して分別排出の徹底など、啓発や指導を行っています。

【事業系ごみのルール違反に罰則を導入】

「横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」により、分別区分・排出方法に従って廃棄物を出すことを義務付けるとともに、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない市民・事業者に改善を促す手続きが定められ、最終的には罰則(過料2,000円以下)が科されます。

分別されずに搬入される例 ※これらは焼却工場に搬入できません。

資源化可能な古紙

シュレッダーした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、たばこの箱、お菓子の箱など



プラスチック類

ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、弁当・カップめんの容器、など



※「事業系ごみの分け方出し方」は横浜市のホームページでご案内しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/pamphlet/jigywake.html>

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-3818 FAX:663-0125

廃棄物処理業者・処理施設への指導

他人の廃棄物を収集運搬する場合や処分する場合、廃棄物の種類に応じた処理業(収集運搬業、処分業)の許可が必要です。また、焼却施設や破碎施設といった廃棄物の中間処理施設や最終処分場の新設等をする場合、廃棄物処理施設設置等の許可が必要です。その設置許可等の手続前に、横浜市では当該事業が周辺環境に配慮された計画となるように事前協議を行っています。

許可を受けた者に対して、報告徴収や立入検査を通して、適正な廃棄物処理を行うよう指導しています。

【産業廃棄物処理業者の優良認定制度】

産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を廃棄物処理法に基づき審査し、認定する制度です。横浜市で許可を受けている優良認定業者一覧を、横浜市資源循環局ウェブサイト内に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/03yuuryo.html>



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-2511 FAX:663-0125

焼却工場での搬入物検査

横浜市の焼却工場では、搬入されるごみのチェックを常に実施し、古紙等の資源物、一定の大きさを超えるせん定枝や幹、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導や資源化ルートへの誘導等を行い適正処理を推進しています。

また、効率的な検査を徹底して行えるよう、各工場に検査装置を導入しています。この装置は、ベルトコンベアで搬入物をピットに投入することができ、その間に搬入禁止物が混入されていないかチェックをしています。



搬入禁止物の例



せん定枝

- 長さ50cm~300cmのものは、破碎機のある工場へ。
- 長さ300cm以上のものは、搬入できません。



幹など

- 直径20cm以上のものは、搬入できません。



ペットボトル

- 産業廃棄物なので搬入できません。

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

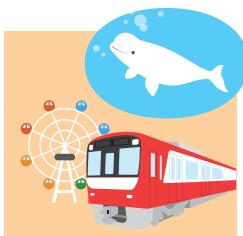
焼却工場で創出した電力を横浜市内で活用

焼却工場で創出した電力は、CO₂を発生させないクリーンな電力であることから市庁舎などの公共施設に供給するほか、電気事業者と連携し、横浜八景島、みなとみらい地区のコスモワールド、AIRCABINなどの観光名所を含め、市内13事業者へ供給しています。



ごみ焼却工場

CO₂排出
ゼロの電気



市内事業者

不適正処理の監視、指導

事業系廃棄物対策課に、県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事業系ごみの不適正処理事案に対して迅速に対応しています。収集事務所とも連携しながら、違法事案に対しては厳正な措置を講じていくなど事業系ごみの適正処理に向けた監視・指導を行っています。

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

PCB廃棄物の適正処理

PCB 廃棄物については、法に基づき所定の期間内に処分を完了しなければなりません。下表のとおり、高濃度の PCB が含まれている廃棄物（高濃度 PCB 廃棄物）の処分期間は終了しています。市内にある全ての PCB 廃棄物が処分期間内に確実に処理されるために、広報活動、立入指導等を実施しています。

PCB廃棄物の処分先と処分期間

廃棄物種類		処分先	処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー等	JESCO 東京	2022年3月31日まで(終了)
	安定器等	JESCO北海道	2023年3月31日まで(終了)
低濃度PCB廃棄物		無害化処理認定施設等	2027年3月31日まで

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-2513 FAX:663-0125

有害使用済機器

使用を終了した電気電子機器等は有価な資源として取引されることが多く、今まで廃棄物としての規制による適正管理を求めることが困難でした。しかし一方で、不適正な取り扱いによる火災等の生活環境保全上の支障が発生していることから適正な管理が求められています。

このため2018年4月1日から廃棄物処理法の改正により、32品目の使用済み電子機器が有害使用済機器として指定され、それらを扱う事業者に届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられることとなりました。

【対象品目】

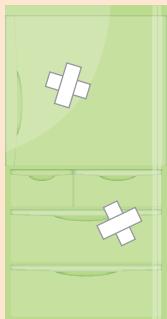
家電リサイクル法対象 4品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機



小型家電リサイクル法対象 28品目

デジタルカメラ、ハードディスク、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、掃除機、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、プリンター、ゲーム機など



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-4090 FAX:663-0125

2 事業系ごみの減量・リサイクルに関する取組

減量・リサイクルの啓発、働きかけ

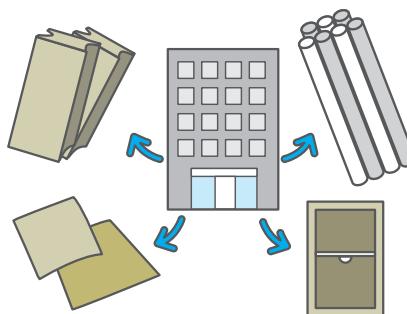
様々な機会をとらえてヨコハマ3R夢プランの趣旨や必要性を事業者へ説明し、減量・リサイクルの実践を働きかけています。

「食べきり協力店」や「横浜市食の3R きら星活動賞」などを通じ、食品ロス削減の取組を進めます。また、プラスチック資源循環法に基づき、プラスチックの削減やリサイクルについて働きかけを行っています。

建設リサイクル

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(通称：「建設リサイクル法」)に基づく届出書の審査や現場パトロールによる分別解体等の指導を行っています。

また、建設リサイクル法の対象外となっている床面積80m²未満の建築物の解体工事についても、「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法に準じて届出書の審査や現場パトロールを行っています。



【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-3446 FAX:663-0125

自動車リサイクル

2005年1月1日から、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(通称:「自動車リサイクル法」)が施行されています。自動車リサイクル法は、自動車メーカーなどの関連事業者や自動車の所有者にそれぞれ役割を定め、廃棄物の削減と資源の有効利用を目的とした法律です。

使用済自動車の引取りや解体等の行為は、登録または許可を受けなければ、行うことができません。

許可を受けた事業者等に対して立入検査を実施し、資源化及び適正処理について指導を行っています。

また、この法律では国内で使用される自動車のほぼすべてが対象となり、自動車の所有者にはリサイクル料金の支払い義務が生じます。



なお、支払い方法等詳細については、公益財団法人 自動車リサイクル促進センターへお問い合わせください。
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 電話:050-3786-7755 ウェブサイト:<http://www.jarc.or.jp/>

【問合せ先】事業系廃棄物対策課 電話:671-2511 FAX:663-0125

資源循環局施設配置図



資源循環局施設等案内

資源循環局事務所

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
鶴見事務所	鶴見区小野町39	502-5383	502-5482
神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	441-0871	441-5938
西事務所	西区浜松町11-4	241-9773	251-1791
中事務所	中区錦町11-2	621-6952	625-2932
南事務所	南区睦町1-1-2	741-3077	741-6492
港南事務所	港南区日野南3-1-2	832-0135	832-5204
保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	742-3715	742-4931
旭事務所	旭区白根2-8-1	953-4811	953-6669
磯子事務所	磯子区新磯子町6	761-5331	754-6109

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	781-3375	788-0269
港北事務所	港北区大豆戸町1238	541-1220	541-1224
緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	983-7611	982-7973
青葉事務所	青葉区市ヶ尾町2039-1	975-0025	975-0028
都筑事務所	都筑区平台27-2	941-7914	941-8409
戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	824-2580	824-2820
栄事務所	栄区上郷町1570-1	891-9200	893-7641
泉事務所	泉区和泉町5874-14	803-5191	803-7951
瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548-2	364-0561	391-4784

廃尿関係事務所

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
北部事務所	旭区上白根3-38-2	953-0941	953-0942

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
磯子検認所	磯子区新磯子町38	753-8004	750-5334

焼却工場

工場名	所在地	電話番号	FAX番号
鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	521-2191	521-2193
旭工場	旭区白根2-8-1	953-4851	953-4852
金沢工場	金沢区幸浦2-7-1	784-9711	784-9714
都筑工場	都筑区平台27-1	941-7911	941-7912

※保土ヶ谷工場は一時休止中です。

リサイクル関連施設

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1-15-1	503-0091	503-0160
金沢資源選別センター	金沢区幸浦2-7-1	785-6802	785-6829
緑資源選別センター	緑区上山1-3-1	935-0098	933-9161
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921-12	813-7174	813-8483

最終処分場

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
南本牧第5プロック 廃棄物最終処分場	中区南本牧3-1、 4-1地先	625-9647	625-9648

区役所資源化推進担当

区名	電話番号	FAX番号
鶴見区	510-1689	510-1892
神奈川区	411-7091	323-2502
西区	320-8388	322-5063
中区	224-8140	224-8215
南区	341-1236	341-1240
港南区	847-8398	842-8193
保土ヶ谷区	334-6304	332-7409
旭区	954-6096	955-3341
磯子区	750-2397	750-2534

区名	電話番号	FAX番号
金沢区	788-7808	788-1937
港北区	540-2244	540-2245
緑区	930-2241	930-2242
青葉区	978-2299	978-2413
都筑区	948-2241	948-2239
戸塚区	866-8411	864-1933
栄区	894-8576	894-3099
泉区	800-2398	800-2507
瀬谷区	367-5691	367-4423

【発行】横浜市資源循環局政策調整部3R推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3593 FAX:045-550-3510

きれいなまちに 2023 2023年4月発行 デザイン:株式会社アーチ